

特殊勤務手当支給基準

○職員の給与に関する規則

(特殊勤務手当の支給等)

第7条 特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、職員の条例第13条第2項の表の金額欄、公立学校職員の条例第16条第2項の表の金額欄及び警察職員の条例第13条第2項の表の金額欄に規定する人事委員会規則で定める額並びに支給方法は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるもの、特殊勤務手当(教育業務連絡指導手当)並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当(特別支援学校部主事手当)

(1) 教育業務連絡指導手当

支給の対象	区分	金額	備考
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第44条第1項(同令第73条、第79条の8、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第47条(同令第73条、第79条の8、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第70条第1項(同令第79条の8、第104条第1項及び第135条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)、第104条第1項及び第135条第5項において準用する同令第71条第1項、第81条第1項(同令第135条第5項において準用する場合を含む。)並びに第124条第1項の規定により置かれる主任等で、区分欄に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。	小学校	1日当たり 200円	この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。 (1) 3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任 (2) 3学級未満の学年に置かれる学年主任 (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、任命権者が定める基準に該当しないもの
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	特別支援学校		

区分	名称	手当が支給されないもの
小学校	教務主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	分校主任	
中学校	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
高等學校	教務主任	
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	総務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	農場長	3学級未満の学校に置かれるもの
	教務主任	
盲・聾・養護学校	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	寮務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの

注 学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく学級数をいう。

○平成19年3月12日_18高教職第1315号_公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて(通知)

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて(給与条例第16条第2項の表第5号及び支給

規則第7条別表第2の5(1)関係)

(1) 支給規則第7条別表第2の5の(1)の表備考欄に規定する任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。